

令和2年度 対馬市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日(水) 午前10時00分から午前10時41分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (14人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
4番 阿比留なみ恵	5番 杉原要	6番 波田裕一郎
7番 初村重政	8番 岡村高史	9番 春日亀優
10番 小宮一人司	11番 戸田耕助	12番 松村英二
13番 春日亀智恵子	14番 畑島孝吉	

・農地利用最適化推進委員 (2人)

永留 静夫 宮原 安典

4. 欠席委員 (0人)

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第12号 非農地証明書交付願いについて

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)

議案第15号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄 司 智 文

農業委員会事務局局長補佐

永 留 潤 也

農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長

築 城 貴 憲

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長

梅 野 友 和 (欠席)

上対馬振興部地域振興課参事兼係長

國 分 茂 徳

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

ただ今から、令和2年度、対馬市農業委員会第6回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日は全員出席でございます。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。なお、農地利用最適化推進委員、2名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番の波田裕一郎委員、7番の初村重政委員にお願いを致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

議事日程第4、議案第12号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。議案第12号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇、〇〇番〇の畑2筆、面積は104平米でございます。位置図、写真等を2ページから4ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号2の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番の田、4筆、面積は2,652平米でございます。位置図、写真等を5ページから10ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

28番 宮原安典推進委員

28番、〇〇の宮原です。番号1について補足説明を致します。2ページから4ページにまたがっておりますけれども、私は毎日朝晩通る道筋で現地確認の必

要も無かったんですけども、11月の17日に私と〇〇の〇〇さん及び申請者である〇〇さんとで現地の確認を行いました。申請地は、議案資料のとおり30年以上前から車社会となりまして人為的に非農地化されて進入路等に利用されており、今後も農地として使用することが不可能な状態です。また、利用状況調査においても非農地判断されている土地になりますので、非農地として証明することに問題無いと考えます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

次に、番号2について補足説明をお願い致します。

(8番 委員挙手)

8番 岡村高史委員

議案第12号について説明いたします。11月18日に申請者の〇〇氏、代理人の〇〇さん、〇〇の〇〇と私とで現地を確認いたしました。申請地は、〇〇の〇〇地区内で〇〇に向かう市道〇〇線と〇〇道が交わる付近にある農地です。以前は水田として耕作していましたが、水量が不足し水持ちが悪く徐々に水田の機能が低下し、また、周囲は宅地化が進んでおり農薬の使用も困難となり始めたこともあり、耕作には不向きということで、平成10年頃から耕作もしておらず、現在は雑草が生い茂り原野の状態となっております。この農地を再生するには、耕作条件の改善とともに周囲の理解が必要であり、申請者も今後農業を続けていくのは難しいと判断していることもあり、本申請については問題無いと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員からそれぞれ補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

暫時休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第12号の番号1について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。ありがとうございます。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、番号2について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。ありがとうございます。全員賛成でございます。原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の11ページをお開き下さい。議案第13号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、面積は61平米を贈与して、駐車場用地に転用するものであります。位置図、写真、配置図等を12ページから17ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、〇〇町〇〇の畑1筆、面積は947平米を賃貸借して、畜産施設用地に転用するものであります。位置図、写真、平面図、立面図、配置図等を18ページから27ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

お願ひ致します。〇〇町〇〇の農地なんですけども、議案第13号の番号1番について説明を致します。11月20日に譲受人〇〇さんとその代理人の〇〇さん、〇〇の〇〇と私とで現地を確認しました。申請地は、〇〇町〇〇の住宅街にある農地で、譲渡人の〇〇さんの〇〇さんが耕作していましたが、〇〇さんの〇〇さんが亡くなられ、以後、〇〇である譲受人の〇〇さんがちょっとした野菜を耕作しておりました。今回申請人の〇〇さんは家族所有の車が4台あり、自宅近くに駐車場用地を求めておりました。農地以外の土地で探索しておりましたが見つからず、やむおえなく農地を駐車場用地として使用することを選択しました。〇〇でもあったもんですから、事故で〇〇さんの〇〇さんが亡くなられそういう話になっております。申請地は、道路と三方をブロック塀に囲まれている農地で、駐車場のため埋め立てをしても他の農地には何ら影響はありません。また、今後譲渡人の〇〇さんもこの農地で耕作する予定はないため、申請については問題無いと判断いたしました。そして、ここはですね浜辺に近くて、畑の前と道路の間に側溝があるんですけども、その左側が海になってるんです。そこから大潮の時なんか潮が上がってくるんですよ。それと、今度の台風の時なんか浦浜から潮が上がってきてですね、豆類なんかを植えとっても出来ない状態のところでした。それで車も置く所も無いしこういうことになったと思っております。

ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長

次に番号2について補足説明をお願い致します。

(22番 推進委員挙手)

22番 永留静夫推進委員

番号2について補足説明を致します。去る11月19日に〇〇の〇〇及び申請者である〇〇さんと現地の確認を行いました。申請者である〇〇氏は畜産業を営んでおり、平成29年度に15頭規模の牛舎を所有されております。今回、より採算の取れる経営を目指し規模の拡大を図りたいと繁殖牛の増産を計画しております。新たに畜産施設用地を取得するため農地法第5条第1項により許可申請をするものです。申請地の所有者は申請者〇〇氏の〇〇にあたり、貸借権により権利設定となります。申請地の状況ですが、25ページの字図をご覧ください。申請地の北側になりますが、52番、53番には既存の牛舎・堆肥舎が有り、南側の47番1、48番には〇〇氏が牧草を作付けされております。その他は道路、河川、山林に囲まれ農用地以外の地域になります。20ページの写真をご覧ください。申請地は河川と道路に囲まれた農地です。道路よりも低地となっているため雨水等の排水も問題は無いと思います。汚水についても堆肥等は既存の堆肥舎へ運搬することから特に被害発生の恐れはないと思われます。以上、特筆する問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

議 長

ただ今、それぞれ地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑有りませんか。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第13号の番号1について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。ありがとうございます。

全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、県知事に進達することに決定いたしました。

次に番号2について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。ありがとうございます。

全員賛成でございます。

番号2は許可相当とし、県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第14号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の28ページをお開き下さい。議案第14号、「令和2年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第3回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。利用権設定の件数は14件で、内訳は、貸し手14人、借り手1人でござ

います。農地の内訳は、田が2筆、面積は2,046平米、畑が19筆、面積は14,732平米で、合計筆数21筆、合計面積16,778平米でございます。29ページ、30ページに農用地利用集積計画表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 ○○係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

私の方から説明させていただきます。横のスライドの方で説明させていただきます。今回、第3回目ということで農地中間管理事業、農地利利用集積計画を提出しております。議案書の29ページの農地利利用集積計画についてをお開き下さい。今回3回目としまして全体で5地区14戸21筆、16,778平米となっております。29ページから30ページの筆が詳細になります。まず番号1から3が○○地区、3戸4筆、計の2,310平米。番号4、5が○○地区になります。2戸2筆、2,046平米。6、7は○○地区、2戸3筆2,822平米。番号8から13が○○地区、6戸8筆、7,932平米となっております。ページめくっていただきまして、番号14が○○地区、1戸4筆1,668平米となっております。以上を長崎県農業振興公社に集積するものです。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第14号について、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第15号「農用地利用配分計画(案)について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の31ページをお開き下さい。議案第15号、「令和2年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第3回)でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受ける者は6人でございます。農地の内訳は、田が2筆、面積は2,046平米、畑が19筆、面積は14,732平米、合計筆数21筆、合計面積16,778平米でございます。32ページから34ページに農用地利用配分

計画（案）を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

（農林・しいたけ課 ○○係長挙手）

農林・しいたけ課 係長

私の方から配分計画について、詳細な説明をさせていただきます。配分計画は先ほどの集積した分を農地中間管理機構よりお借りしまして個人に配分するものです。32ページからご説明したいと思います。32ページの方がですね番号1、○○地区の集積の部分になります。借り手は記載してあります通り○○さん、出し手3戸筆数4筆、面積は2,310平米でございます。同じく32ページの2になります。こちらは○○地区、借り手は○○さん、同じく、今図面を見て頂きたいんですけども33ページ、こちらスライド図面と2人分の図面となっております。32ページ2番の○○さんと3番○○さん、お2人が借りる筆の図面となっております。出し手は2戸2筆、面積2,046平米となっております。同じく33ページ整理番号4番こちらは○○地区、借り手は○○さんです。出し手は2戸3筆、2,822平米となっております。続きまして、34ページをお開き下さい。34ページ整理番号5番こちらは○○地区になります。出し手は6戸筆数は8筆、7,932平米、借り手は○○さんとなっております。スライドの方の図面が地区が分かかれとりまして、全て水色の色が塗ってある分がその借りる農地の図面となっております。こちらの図面も○○地区の図面となっております。最後になります、34ページ下段に有ります整理番号6番、こちらは○○地区の図面となっております。借り手は○○さん、出し手1戸4筆、1,668平米でございます。詳細な説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。採決します。

議案第15号について、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。ありがとうございます。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議事日程第5、「その他」の事項ですが、何かございませんか。

（質疑なしの声あり）

ご意見、ご質問が無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は提案されました議案を慎重にご審議いただきありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

師走も迫り、これから日に日に寒さも厳しくなっております。農作物の管理

はもとより、お体には充分気を付けられてお過ごし願いたいと思います。

連日、新型コロナウイルス感染症の情報がテレビ等で放映され、第三波到来とも言われております。皆様には引き続き、新しい生活様式を实践されながら、くどいようですが手洗い、咳エチケット、マスクの着用、そして、三つの密を避けて、感染症の防止に心がけていただきたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第6回総会を閉会致します。

どうもお疲れさまでした。